

開 議

○小関勝助議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、渡部政明上下水道課長が欠席のため、桐生芳弘下水道推進室長が出席しておりますので、ご報告申し上げます。

また、山形テレビ、山形放送、河北新報社、毎日新聞社記者から、今定例会のパソコン、カメラ、録音機の使用について申請があり、許可いたしましたので報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、2月28日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案などの審査結果を、各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

なお、議案第2号に6名、議案第24号に2名の反対の討論の通告がなされております。また、議案第2号に賛成1名の討論の通告がなされております。また、議案第3号、議案第4号、議案第12号、議案第20号、議案第25号、議案第28号から34号、議案第36号から48号、議案第50号に、それぞれ反対1名の討論の通告がなされております。また、請願第3号及び請願第4号に、

それぞれ賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、条例1件、予算案1件、人事案件1件、諮問1件、議案案1件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の採決終了後に、議長から委員会付託を省略し全員による審議を諮っていただき、決定後それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、採決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに採決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査申出書を発議いただき、採決を行います。

全議案の終了後、市長から挨拶を受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○小関勝助議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第19号 字の区域及び名称の変更について外52件

○小関勝助議長 日程第1、議案第19号 字の区域及び名称の変更についてから、日程第53、議案第12号 平成26年度長井市水道事業会計予算までの53件を一括議題とします。

総務常任委員会審査報告

○小関勝助議長 初めに、総務常任委員会の報告を求めます。

我妻 昇委員長。

(我妻 昇総務常任委員長登壇)

○我妻 昇総務常任委員長 おはようございます。

平成26年第2回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案4件、請願2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第24号 長井市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、本条例第8条に規定する行政財産の目的外使用に係る使用料について、所要の改正を行うために提案されたものであります。

審査に当たり、財政課長からは、このたびの消費税率引き上げに伴う使用料等の改定についての考え方にに基づき、使用料の額は現行使用料が内税表示方式となっていることから、現行使用料の額を105で除して得た額に108を乗じて得た額として10円未満の端数を切り捨てる計算を行い、現行使用料で300円までは加算額がゼロになるので、1時間当たり220円については改定を行わない措置をさせていただくものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 長井市第五次総合計画について申し上げます。

本案は、まちづくり基本条例第13条第2項の規定に基づき、長井市第五次総合計画を新たに定めるために提案されたものであります。

審査に当たり、総合計画主幹からは、平成24年3月29日に長井市振興審議会を設置して以来、審議を重ね、市民意向調査や若者の意向調査の実施、長井市民未来塾、地区別説明会、市内各団体に対しての説明会を開催し、市民の皆様から頂戴したさまざまな意見を十分に反映させて基本構想案を策定した。現在の長井市の姿と将来の見通しをまとめたものであり、まちづくりの課題、目指すまちの姿、まちの将来像を「みんなで創る幸せに暮らせるまち長井」に定め、目標年次の平成35年度の総人口を2万6,000人と想定した。実施計画案は、第五次総合計画に基づき市の将来像を実現するためにまちづくりの具現化を図っていくもので、今後3年間に取り組む事務事業の内容を明記し、まちづくりの具体的な推進方策をわかりやすく示したものである。総合計画の進行管理や行政評価の機能を有し、目標の達成に向けて事務事業を常に見直しながら効率的かつ効果的な事務事業や市民サービスの向上に努め、毎年見直しを行っていきたい。特に、このたびは目標への貢献項目を追加し、各課で事務事業の目的を意識できるようにするとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、実施計画はいつできたのか、事前に議会に説明するべきと思うがどうかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、実施計画は今後3年間の計画で26年度の予算も関係するので、調整しながら本日の提案となった。予算の確定が2月の半ばで、それぞれの協議会の直前でありこの時期になった。所管課の各事業であり、企画調整課として詳細な実施計画の説明は考えていない。予算委員会等でご意見を頂戴したいと考えたところであるとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、審議会の公募委員をもう少しふやして市民の皆さんからご意見をいただくべきだと思うが、2人にした理由は何か、また、公募委員をふやすかどうか検討すべきと思

うがどうかとの質疑がなされ、総合計画主幹からは、公募委員はまちづくりの基本条例の要綱に規定しており、市報、ホームページ等で募集し、応募された2人を委員にした。振興審議会条例では18名以内で構成することになっており、現在18名の委員がおられるので今後検討が必要であるとの答弁を受けたところです。

企画調整課長からは、審議会の構成を検討し、公募委員をふやすことは可能だと考えているとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、今後の審議会での評価、検証の予定はどうか、また、新たな課題等をその都度、実施計画に組み入れることは理解するが、当初の構想にできるだけ沿っていきべきだと思うがどうかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、今後は振興審議会委員で評価、検証していただくよう進めていく。実施計画の各事業は新たな国の施策等により変更する部分があるので、当初計画との比較、評価、成果をまとめ、今後提出していきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、PDCAを繰り返しながら次の計画に反映させていくことが必要と考えるがどうかとの質疑がなされ、総合計画主幹からは、事務事業評価に市民の評価を取り入れていきたい。行政評価によって改善見直しを行い、実施計画に反映させていく考えであるとの答弁を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 字の区域及び名称の変更について申し上げます。

本案は、国土地籍調査事業の実施に伴い、本市の成田、森、宮地区の各一部の区域に係る字の区域及び名称を、当該区域に係る国土調査法第19条第2項の規定により変更するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、地籍調査によって

道路、公共施設、水路の面積に変更はあるかとの質疑がなされ、農林課長からは、1筆ごとの調査をしているが、面積が若干変わり、官地の道路、水路も変わる場合があるとの答弁を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤特別職として地域おこし協力隊の創設に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、国から示された地域おこし協力隊の予算は1人当たり400万円で、人件費相当額が200万円、活動費相当額が200万円の交付税算入が見込まれている。人件費200万円で計算し月額16万6,000円で募集する予定であるので、条例改正を行うものであるとの説明を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての請願及び請願第4号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する件の2件について、関連がありますので一括して申し上げます。

請願第3号は、西置賜革新懇話会代表世話人、今泉義憲氏より提出されたものであります。

趣旨とするところは、特定秘密保護法は、防衛、外交、特定有害活動、テロについて、政府が恣意的に特定秘密を指定し、これを漏らしたり知ろうとした場合、最高10年の懲役、罰金1,000万円の処罰を行うというものである。国民の知る権利が奪われ、秘密に近づけば一般国民や報道機関までもが厳しく処罰され、国会の国政調査権、議員の質問権も侵される。また、圧倒的多数の国民の反対を押し切り、審議も尽

くされないまま数の力で強行採決されたものであり、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとくじゅうりんする違憲立法である。

よって、特定秘密保護法の廃止を求める意見書を国及び政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

また、請願第4号は、西置賜地区平和センター議長、元木康仁氏より提出されたものであります。

趣旨とするところは、特定秘密の保護に関する法律は、制定に強く反対する国内外の広範な世論に背を向け、十分な審議時間も確保されず採決が強行され成立し、国民の知る権利や表現の自由、取材、報道の自由を著しく制限し、日本国憲法の基本原則を根底から覆すものである。特定秘密の定義が極めて曖昧であり、秘密の範囲が際限なく拡大し、処罰範囲が歯どめなく広がるおそれがある。また、特定秘密取り扱いの適性評価のために、行政機関職員のみならず民間業者などの個人情報調査も可能となり、著しいプライバシー侵害が発生することにもなる。国として特に厳格な管理が必要な情報があることは否定しないが、その場合も後世において検証可能な制度とすべきであり、政府が持っている情報は本来国民が共有すべき財産であることが大前提であり、情報公開法や公文書管理法の拡充も進んでいない現状では到底施行すべきではないと考えるため、同法の廃止を求める意見書を国会及び政府並びに関係機関に提出していただきたいとするものであります。

質疑に入り、委員からは、特定秘密はいずれ公開することになっていたと思うがどうかとの質疑がなされ、紹介議員からは、特定秘密の指定期間は、30年を経過した後に内閣が特定秘密の延長を認めるかどうか判断することになっていると答弁を受けたところでした。

さらに委員からは、国民の知る権利が制限さ

れるおそれがあり、国会で急いで強行採決する必要があったのか疑問である。また、多くの学識者が法律の危うさを指摘しており、いずれの請願の願意も理解するものである。背景に巨大与党があり、政治の行方に恐れを感じるがどうかとの質疑がなされ、紹介議員からは、さきの衆議院選挙、その後の参議院選挙で衆参のねじれがなくなり、自民党多数の政権ができた。国民の大多数の投票の結果による民主主義の政権であるが、その政権は極めてある色を持っている特殊な政権である。選挙で争点としなない課題をいきなり閣議決定し、国会に提出して賛成多数で決めていくやり方はおかしい。特定秘密法案がなぜ必要になるのか誰にもわからない。情報公開しないままに展開しようとすることはかなり危ない中身なのだと考えているとの答弁を受けたところでありました。

また、紹介議員からは、秘密保護法は数の力で議論も十分されず可決された。戦前のような状態になるのではないかと心配している。行政機関の長、大臣の判断で秘密を広げることができ、内閣の承認により秘密はずっと公開されないことが予想される。秘密を知ろうとしたり唆したり扇動しても罰せられる。この先の目的を考えると非常に恐ろしいものがあると思うとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、現在も公務員には守秘義務があるが、秘密保護法の施行により特定秘密に該当する市の情報はあるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、防衛に関することで自衛隊に係る多くの部分が特定秘密になり得るといふ意見もあるので、自衛隊員募集の際に自衛隊の活動状況の情報を今までと同じように提供できるかということで、多少影響してくると思われるとの答弁を受けたところでありました。

請願第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書についての請願の討論に入り、委員からは、他の国でも国益のため秘密にしなければな

らないことがあると思う。秘密を全て公開にすれば大変なことになると思うので、この請願に反対するとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、国を守るため、国益を守るために一定程度の秘密があって当然だと思うが、短い期間に急いで制定する必要があったのか、非常に疑問を持たざるを得ない。多くの学識者がさまざまな点でこの法律に対して疑念を持っている。疑念が払拭されないままに制定されたことに対して違和感を覚える。国民の多くが理解できるまで議論を深めて制定するのが筋だと思うので賛成するとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、今、我が国を取り巻く安全保障は非常に厳しい状況にあり、国際テロ情勢も非常に緊迫している。的確に情報収集を行うことが必要になっている。秘密保護法の制定により、関係国から非常に高い情報を得ることができる。特定秘密の安全保障にかかわる4分野は、防衛に関すること、外交に関すること、特定有害活動、スパイ行為の防止に関すること、テロリズムの防止に関することに限られ、明確に記されている。万が一、公務員による情報漏えいによって一般市民が知らない間に特定秘密を知ったとしても、処罰されないことになっている。したがって、願意については趣旨と異なるところがあるので反対するとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、請願第3号は、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する件の討論に入り、委員からは、請願第4号では国の厳格な管理が必要である情報の存在を否定していない等、請願第3号と多少の違いがあるが、全般的に特定秘密保護法の趣旨と異なるので反対するとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、請願第3号と同様の理由

により、請願第4号についても賛成するとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、請願第4号は、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。ありがとうございました。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第19号 字の区域及び名称の変更についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

まず、日程第1、議案第19号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第20号 長井市第五次総合計画についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 日本共産党の今泉春江でございます。私は、議案第20号 長井市第五次総合計画に反対の討論をいたします。

第五次総合計画は、平成26年度から平成35年度までの10年間について、市として何を目標に、それをどう実現するかの基本を明らかにする重要な計画だと思います。したがって、この計画

の土台には、何よりも市民の置かれている現実と要求、願いが据えられなければなりません。そして、その願いを阻んでいるものは何かを明らかにし、どうしたらそれを乗り越えられるか、市はそのためにどんな役割を果たすのかが明らかにされなければならないと思います。その結果として、市民が希望と展望を持って進めるような計画でなければならないと私は思います。

ところがどうでしょうか、率直に言って、この計画案からは、そのような意気込みも展望も見えてこないのです。今、市民が直面している現実はどうでしょうか。生活に欠かせないものが上がりっ放し、頼みの社会保障もどんどん切り下げられ、片や収入は減り続け、雇用はますます不安定、ここに消費税を上げられたらどうしたらよいか、さらにTPPが来たらどうなるのか、市民が直面しているこの現実はこのようなものであり、市民の切実な願いは、こうした苦しみと不安から抜け出すことです。肝心の人口もこんな状態ではふえるわけがありません。

私は、こうした現実と、なぜそうなっているのかをよく分析しなければならないと思います。そうすれば、その原因に国の政治が深くかかわっていることが明らかになります。そこを見据えて市民を守る施策を立ててこそ、市政が生きてくると思います。

ところが、この計画案には第四次総合計画の総括がなく、なぜ人口が減り続けるのか、雇用が減り不安定なのか、社会保障が後退するのかなどについて納得のいく分析がありません。また、今後市民と市に重大な影響を及ぼす消費税についても、TPP問題にも、一言も触れていません。

したがって、私は、このような計画に賛成できません。計画を立て直し、表現も、項目を並べるだけでなく一般市民が読んでわかるようなものに改善するよう求め、反対討論といたします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

議案第20号について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第23号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第23号について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第24号 長井市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 議案第24号 長井市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対を申し上げます。

これは、消費税率が4月から5%から8%への引き上げに対し、長井市の行政財産目的外使用料について加算額を算定し、決定するものであります。

市民の生活は、今でも生活に欠かせないものが次々値上げされ、給料は下がり続け、雇用も農業もますます不安定になるばかりです。年金、生活保護費などの社会保障は改悪され、さらに、70歳から74歳までの医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられようとしています。市民生活はますます大変になっています。確かに消費税増税は国が決めたもので長井市には責任はありませんが、しかし、こんなときに消費税が増税されたら市民生活はどうなるでしょうか。中小業者は、増税になったら消費税を価格に上乗せできないと7割の業者が言っております。増税は市民生活に大きな負担となり、こうなれば長井の経済も成り立っていきません。そこに消費税引き上げに伴い、市民が利用する講演会、会議、展示などの使用料の改正をし、さらに市民に負担をさせることには反対です。

以上、意見を申し上げ、議案第24号に反対をいたします。

○小関勝助議長 次に、議席番号14番、高橋孝夫議員。

(14番高橋孝夫議員登壇)

○14番 高橋孝夫議員 おはようございます。

私は、議案第24号 長井市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で意見を申し上げます。

このたびの条例改正は、消費税及び地方消費税の改定に伴う改正とされています。本年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴う予算などの対応について、昨年10月28日付の平成26年度予算編成方針で、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとしたことによるものということのようです。

この条例の一部改正は、行政財産の目的外使用に係る使用料を引き上げることになります。実際には、この使用料の実績はほとんどないという状況にあると思われること。そもそもこう

いった行政財産の目的外使用のあり方については、1つは、行政財産を本来の用途に供するに当たって障害となることがないかどうか、2つは、本来の使用の目的に反しないかどうかなどを総合的かつ実質的に検討して判断しなければならない。

ただ、行政財産の目的外使用はあくまでも例外的な措置であるから、許可は必要最小限度にとどめることが必要であるとされていることを考えれば、行政財産の目的外使用の許可権限を持つ当該自治体の判断に基づいて使用料は決定できると考えることが妥当であると思います。とすれば、国が消費税率を引き上げたからといって、それに伴って使用料を引き上げる必要はないと解すべき性質のものとは考えます。国が税率を引き上げたから自治体もそれに倣って使用料を改正をするのではなく、長井市の行政財産の目的外使用の実態はどうなっており今後どういった運営のあり方が求められるのか、検討を進めることこそ求められていると私は考えます。

よって、議案第24号には反対をします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

議案第24号について、総務委員長報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第24号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、請願第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 日本共産党の今泉春江でございます。私は、今議会に提出された請願第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての請願に、採択賛成の討論を行います。

特定秘密保護法は、防衛、外交、特定有害活動、テロについて政府が特定秘密を指定、これを漏らしたり知ろうとした者を最高10年の懲役、1,000万円の罰金刑に処するというものです。

秘密保護法の重大な問題は、第1に、何を秘密にするかを決めるのは国会ではなく政府行政機関の長となっており、政府の一存で秘密が際限なく広げられるということです。チェック機関を置くといいますが、行政機関の長が秘密を指定するという根幹は変わりません。

第2に、何が秘密かは秘密にされます。このため、知らないで秘密に近づいた国民や報道機関も厳しく罰せられます。

第3に、国会にも、行政側が安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断すれば一切の秘密を提出しなくてもよいとされ、提出しても非公開、国会議員も秘密を漏らせば処罰されるなど、国会の国政調査権、行政監視権が侵され、国権の最高機関である国会が行政の支配下に置かれることとなります。

第4に、秘密を知ろうと相談したり唆したり扇動しても罰せられ、国民監視が強まり、戦前のような物が言えない社会になるおそれがあります。

第5に、秘密保護法は、圧倒的国民の反対を押し切り、審議不十分のまま数の力で強行可決したものです。

第6に、安倍政権は海外での戦争を可能にする集団自衛権の行使に踏み切ろうとしています。戦争は秘密から始まります。秘密保護法は日本を危うくするものです。

第7に、一般質問でも申し上げましたが、市

民が今一番願っていることは、消費税増税の中止と秘密保護法の廃止だということです。

私たちは、この願いに応えるため運動をし続けてきましたが、街頭署名でも秘密保護法廃止を求める署名が消費税増税中止署名に匹敵するほど寄せられ、その要求の強さに感動させられています。確かに私たちの運動は全市民に働きかけるところまでは届いていません。しかし、この危険な内容を知らせば知らせるほど廃止賛同者が広がることが実証されており、秘密保護法廃止は圧倒的市民の声であることを確信いたします。民主主義の基礎は、情報公開と知る権利の保障です。秘密保護法は、国民主権、知る権利を含む基本的人権、平和主義など、憲法の基本原則を侵す違憲立法と言わなければなりません。

以上の点から、秘密保護法は廃止されるべきことを申し上げ、この請願採択の賛成意見いたします。ぜひ賛同くださるようお願いいたします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第3号について、総務委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、請願第3号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第6、請願第4号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する件の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号14番、高橋孝夫議員。

(14番高橋孝夫議員登壇)

○14番 高橋孝夫議員 私は、請願第4号 特

定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する件について、採択すべきという立場で意見を申し上げます。

国際情勢の複雑化に伴い、我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワークの社会の発展に伴い、その漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを的確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限、その他の必要な事項を定める必要がある、これがこの法律案の提出理由であるという理由で提出をされた特定秘密保護に関する法律案は、昨年12月に絶対多数を占める与党の強行採決で可決、成立しました。

民主主義を後退させてはならない、毎日新聞、進む権力の肥大化、国民軽視の情報統制も、山形新聞、秘密法欠陥変わらず、朝日新聞など、新聞各社が一斉に特定秘密保護法の危険性を報道したことで、この法律の持つ危うさをうかがい知ることができます。

特定秘密保護法に対しては、1つは、特定秘密に指定できる情報の範囲が過度に広範であること、2つは、市民の知る権利、取材報道の自由が侵害されること、3つは、行政情報の情報公開の流れに逆行すること、4つは、適性評価制度はプライバシー侵害であること、5つは、このような法律を新たにつくる理由、立法事実がないことなどの問題点が指摘され続けてきましたが、これらの問題については解明されることなく決まってしまったということになります。

私は、次の2点について疑問を持っています。その一つは、なぜ新たにこういった法律をつくる必要があるのかという疑問です。

職務に応じ、全ての公務員には国家公務員法などのほか情報の漏えいを防ぐための法整備が

完備されており、今日に至るまでその整備不備が具体的に指摘された事実はないとされています。このことは、一般の公務員だけではなく警察官や自衛隊員であっても同様です。しかし、この法律をつくるということになれば、あえて屋上屋を重ねる法律をつくるということになります。

そもそも民主権原理や憲法上の人権に重大な影響を与えるおそれのある立法が是認されるためには、そのような立法を必要とする具体的な事情、すなわち立法事実の所在が必要不可欠である。

しかし、政府が立法事実として上げる尖閣ビデオ事件については非公知性や実質秘性について疑義が出され、真に守るべき秘密であるかどうか議論があり、同時に、警視庁公安情報流出事件は、漏えい元と見られる警視庁、警察庁がいまだに内部からの漏えいの事実を認めておらず、被害者への謝罪も行われていない。にもかかわらず、これを秘密保全法制の立法事実として上げるのは二枚舌である。そのほかにも、過去10年程度の漏えい事件を見る限り、現行の公務員法などで規定する守秘義務で十分にカバーし得るものであって、新規に法律を必要とする理由づけは極めて希薄であって、説得力に欠ける。

この法律案の検討の過程自体が非公開とされており、どのような必要性を前提にどのような議論がなされ、このような重要な立法がなされようとしているのか、国民の側に知る手段が示されていない。そのこと自体がこの法律の意図する将来社会の不健全な体質を物語っていると感じざるを得ないとする日本ペンクラブの指摘こそ、正しいと私は感じます。

2つ目の疑問は、対話を拒絶する態度ではないかということと、議員は官僚に屈服したということについてです。

昨年9月に、政府は突然、秘密保護法案の概

要を公表して、2週間だけのパブリックコメントをしたということです。突然ではあってもパブリックコメントには約9万件の意見が集まり、しかも集まった意見は圧倒的に反対意見だったということであります。それでも反対意見には耳をかさず、10月25日には閣議決定をして国会に法案を提出し、12月7日には可決をするということになります。

自民党の石破幹事長は、特定秘密保護法案に反対するデモ活動を、テロと本質的に変わらないと発言しました。暴力的手段をとらず合法的に行われるデモをテロと呼ぶのは、後に撤回はしたとはいえ尋常ではありません。ここに見られるのは、自分たちだけが民意の代表者であり、ほかの人間が口を出すことは許せないという姿勢です。現在の国会議員を選んだ選挙では、この法案は争点になっていません。そうである以上、国民がそのような意思を託したつもりはないと声を上げることは不当とは言えませんし、むしろ当然の行為であるにもかかわらず、俺たちが多数なのだから言うことを聞けとするかのような態度は、国民との対話を拒絶する態度と言われても仕方がないことと私は思います。

政治家として、どうしてもこの法律が必要であると考えれば、言葉を尽くしてその意志を説明し、人々が抱く不安や懸念を解消すべく努めることこそ謙虚な政治家の姿勢ではないのでしょうか。議員の任務は、立法権を行使することと同時に、国政、いわば行政をチェックすることにあることは言うまでもありません。そして、その任務を全うするには、行政情報は常に開示されるという情報公開が機能していなければならぬと私は考えます。

また、市民が行政に参加をする、まちづくりに参加をする、協働のまちづくりを進めていくためにも、情報公開の充実は欠かせないと私は思います。しかし、この特定秘密保護法は情報公開とは真逆な性質を持った法律ということに

なり、国民が求めている方向とは全く逆のものと言わなければなりません。

特定秘密事項は官僚が決めるという法律では、政治家が求めても秘密事項となれば一切公開されず、政府の決定があれば、30年後であっても60年後であっても公開されることのないものとなってしまいます。政治における真実とは、最終的には全て歴史において検証されるべきものと言われますが、この法律では、その歴史における検証もできない秘密として永久に公開されない可能性があることとなります。こういった法律をつくった国会議員の識見を私は疑います。議員としてのみずからの任務を放棄したとしか言いようがありません。このようなことを許してはいけません。

この法律の施行期日は、公布の日から起算して1年以内を超えない範囲において政令で定める日から施行するとしています。施行してはならない法律であり、施行しないままに直近の国会で廃止することこそ求められることと私は考えます。ぜひ議員諸兄の賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

現在の日本は、国が持っているあらゆる情報を国民に対して全部公開している国というイメージがあるとすれば、それは大きな錯覚であり、単なる希望的観測でしかないことを私はきちんと押さえておくことが必要だと思います。公務員などへの情報漏えいを防ぐための各種法規制の中で、情報は小出しに明らかにされることはあっても、あらゆる情報が開示されているなどということは断じてないというのが現実であることを認識しておかなければ、大きな間違いをしてしまうことを自覚すべきと私は思います。情報公開の拡充、充実こそが求められているということを申し上げ、請願第4号に対する賛成意見といたします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第4号について、総務委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第4号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、請願第4号は、採択と決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 平成26年第2回市議会定例会において文教常任委員会に付託になりました議案13件について、審査しました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第25号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 長井市道照寺平コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 長井市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 長井市置賜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例の制定について、議案

第34号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この8件の議案は、4月からの消費税及び地方消費税の増税などに伴う所要の改正を行うため提案されたもので、関連があることから、それぞれの担当課長から一括して説明を受けました。

討論に入り、委員からは、この8件の議案について、それぞれ基本的には消費税増税に反対する考えです。よって、この条例改正は市民に増税の負担をさせるものとなりますので、この条例改正には反対いたしますとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、この8件の議案については、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、のがわクラブを指定管理者に指定し、長井市パークゴルフ場の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、管理する人の日当が非常に安く、のがわクラブにおんぶにだっこではないか、持続して長井市営パークゴルフ場を運営していくには、このことは大きな問題ではないか、今後どのような考えで対応していくのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、のがわクラブのご努力によって素晴らしいゴルフ場の運営ができていますと担当課としても思っているところです。受け付けなどの従事者は1日2,800円という大変低額の日当になっていますが、理事長の話ですと、仕事としてやっているのではなくて、楽しくパークゴルフ場を皆さんに利用いただくためにみんな頑張っているということでございました。のがわクラブと十分に話し合いを持ちながら、修繕費とか備品費とか一般会計の中で必要に応じて予算化させ